

除染等業務に従事する労働者に対する特別教育(実技を除く)

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」が平成24年1月1日より施行されました。

これにより、除染等業務に係る特別教育を実施していない労働者には除染等の作業に就かせることができなくなりました。

【日 時】 ●平成24年度第2回目 6月 8日(金)

●平成24年度第3回目 7月13日(金)

いずれも、午前9時から午後3時まで(受付は午前8時より)

【会 場】 勢多会館 3F 会議室

前橋市南町4-30-3 ☎ 027-224-6692

【対象者】 ①土壌等の除染作業を行う労働者

②除去土壌の収集、運搬又は処分の作業を行う労働者

③廃棄物の処理の作業に従事する労働者

【定 員】 100名

【講習料】 7,000円(受講料¥6,300+テキスト¥700…ともに消費税込)

【問合せ】 (社)群馬労働基準協会連合会

〒371-0027 前橋市平和町1-5-1

☎ 027-233-3582 担当 杉崎・桂

《振込先》 群馬銀行 堅町支店 普通 0575741

(講習料については、振込手数料を申込者負担で、講習日の平日3日前までに納入してください。)

除染等業務に従事する労働者に対する特別教育 受講申込書 兼 受講券

(社)群馬労働基準協会連合会あて FAX 027-235-0908

6月 8日 ・ 7月13日 左記の受講希望日をどちらか○で囲んで下さい。

(受講者) 氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日	所属部署、役職名	受付No.
	S・H 年 月 日		
事業所名			
所在地	〒 -		
担当者職名・氏名			
電話/FAX	☎ - - FAX - -		

※ 振込予定日 月 日 (この受講券は、当日、受付にご提示下さい。)